

「くきのうみ花火の祭典」に伴う管制信号運用の変更について

令和7年10月25日（土）、関門港若松区第3区及び第4区の海域において「くきのうみ花火の祭典」が行われ、港長公示第7号（令和7年10月6日）により船舶の航泊を禁止することから、下記のとおり管制信号の運用を変更する。

記

1 管制信号の運用変更日時

令和7年10月25日（土） 午後5時30分から午後9時まで

ただし、花火大会が午後9時より前に終了し、海域の安全が確認された場合はそれまでの間

【基準時間】

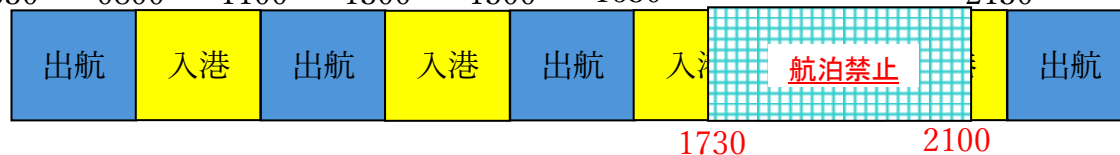
0530 0800 1100 1300 1500 1630 1830 2000 2130



変更

【当日の運用】

0530 0800 1100 1300 1500 1630 2130



2 航泊禁止時間帯における管制信号

- (1) 若松港口信号所 : 出航信号(「O」の点滅信号)
- (2) 牧山信号所 港口方面 : 出航信号(「O」の点滅信号)
八幡・奥洞海方面 : 入航信号(「I」の点滅信号)
- (3) 二島信号所 : 入航信号(「I」の点滅信号)
- (4) 航泊禁止解除後は、各信号所とも入港信号(「I」の点滅信号)
- (5) 航泊禁止時間帯における管制対象船舶の動静例について、別紙に示します。

3 留意事項

船舶は、航行の安全確保のため特に次の事項を厳守してください。

- (1) 若松港内交通管制室へ運航開始の通報を確実に行うこと。
通報方法 国際 VHF16ch(呼出名称：わかまつこうないほあん)又は一般加入
電話 093-871-2482
- (2) 国際 VHF16ch を聴守すること。

「くきのうみ花火の祭典」開催による 船舶の航泊禁止に伴う管制信号

信号に伴う管制対象船舶の動静

1～3区	入航可 出航不可
4、5区	出航可 入航不可

